

# 第104期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2024年6月26日（水曜日）  
午前10時  
開催場所 岩手県盛岡市内丸3番1号  
当行本店 4階ホール  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照  
ください。）

インターネットまたは郵送による議決権行使期限

2024年6月25日（火曜日）午後5時

郵送の場合は通常郵便より到着に時間を要しますので、お  
早めにご投函いただきますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席者へのお土産をご用意しておりません。  
何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。



## 東北銀行

THE TOHOKU BANK, LTD.

証券コード：8349

## 目次

第104期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
計算書類	28
連結計算書類	30
監査報告書	32
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金処分の件	40
第2号議案 取締役（監査等委員である取締 役を除く。）9名選任の件	41
第3号議案 監査等委員である取締役3名 選任の件	48

株主各位

証券コード 8349

2024年6月4日

岩手県盛岡市内丸3番1号

株式会社 **東北銀行**

取締役頭取 佐藤 健志

## 第104期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行第104期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当行ウェブサイト】

<https://www.tohoku-bank.co.jp/ir/library/shareholder/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「東北銀行」又は「コード」に当行証券コード「8349」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当行の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議案に対する賛否をご入力いただき、2024年6月25日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使ください。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月25日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付ください。

敬 具

記

1 日 時	2024年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）				
2 場 所	岩手県盛岡市内丸3番1号 当行本店 4階ホール （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）				
3 株主総会の目的事項	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="409 345 546 736">報告事項</td> <td data-bbox="546 345 1328 736">                     1. 第104期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 事業報告、計算書類報告の件                       2. 第104期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計 算書類監査結果報告の件                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="409 575 546 736">決議事項</td> <td data-bbox="546 575 1328 736">                     第1号議案 剰余金処分の件                      第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選 任の件                      第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件                 </td> </tr> </table>	報告事項	1. 第104期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 事業報告、計算書類報告の件  2. 第104期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計 算書類監査結果報告の件	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選 任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
報告事項	1. 第104期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 事業報告、計算書類報告の件  2. 第104期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計 算書類監査結果報告の件				
決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選 任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件				
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。				

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当行定款第16条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。
  - ① 事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」、「その他」
  - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
  - ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 したがって、本招集ご通知の当該書面は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 2024年 6月25日 (火曜日) 午後5時入力完了分まで

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2024年 6月25日 (火曜日) 午後5時到着分まで

## 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、紙資源節約のため、「第104期定時株主総会招集ご通知」（本書）をご持参ください。

**日時** 2024年 6月26日 (水曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時)

**場所** 岩手県盛岡市内丸3番1号 当行本店 4階ホール  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

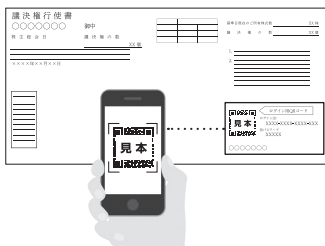
- ※ 午前2時30分から午前4時30分までは、議決権行使ウェブサイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

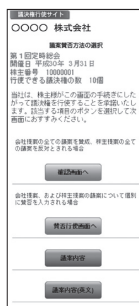
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

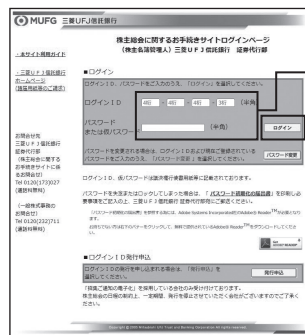
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時~午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

# 第104期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで) 事業報告

## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

#### 主要な事業内容

当行の本店ほか支店54出張所2において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託業務などのほか、代理業務、債務の保証（支払承諾）、国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売などの附帯業務等を行い、岩手県内を中心に営業を展開しております。

#### 金融経済環境

当期のわが国経済は、緩やかに回復しております。経済活動の正常化や価格転換の進展などにより企業収益は改善しております。また、企業の人手不足による省力化ニーズの高まりなどからソフトウェア投資が増加するなど、設備投資に持ち直しの動きがみられております。鉱工業の生産活動は、持ち直しの兆しがみられましたが、一部自動車メーカーの生産、出荷停止の影響などにより、低下しております。また、新車販売は弱い動きとなり、個人消費や輸出などに足踏みがみられております。今後は、物価上昇の影響を受けつつも、賃金上昇による所得環境の改善などにより、緩やかな景気回復が期待されておりますが、海外の経済や物価情勢、金融資本市場の変動などの影響を注視する必要があります。

金融情勢に目を移しますと、日本銀行は2%の「物価安定の目標」が持続的、安定的に実現していくことが見通せる状況であると判断し、これまでの「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の枠組みの終了及びマイナス金利政策の解除をしました。引き続き2%の「物価安定の目標」のもとで、その持続的、安定的な実現という観点から、短期金利の操作を主たる政策手段として、経済、物価、金利情勢に応じて適切に金融政策を運営するとしております。

株式市場については、28,000円台でスタートした日経平均株価は、年明けに進んだ円安や、米国のハイテク株の上昇、海外投資家の大幅買い越しが追い風となり、34年ぶりの最高値を更新しております。さらに、日本銀行が金融政策決定会合でマイナス金利の解除を決めたものの、当面は緩和的な金融環境が続くとの観測などから上値を追う展開となり、2024年3月末の終値は40,369円となりました。

## 岩手県内経済情勢

岩手県内の経済をみますと、新型コロナウイルス感染症の5類移行を背景に、飲食業、宿泊業などのサービス消費を中心に個人消費は緩やかに回復しております。また、製造業では、EV関連などの長期的な需要拡大を見越した能力増強投資などから設備投資が増加しております。総じて、岩手県内の経済は、緩やかに持ち直しております。

## 事業の経過及び成果

当行は、地域社会への安定的な資金供給を使命として設立された銀行であり、「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」をコアバリュー（経営理念）として、地域経済の中核を担う中小事業者の皆さまを中心に営業活動を展開しております。

当期は、2022年4月から2025年3月を計画期間とする第1次中期経営計画の2年目にあたります。テーマを「中小事業者支援の深化と未来への挑戦」とし、『「成長予備軍先」のランクアップ支援』、『「収益力」の強化』、『「とうぎん型人材」の育成』、『「地域活性型ビジネスモデル」の確立』の4つの「とうぎんチャレンジ」を掲げ、以下の施策に取り組んでまいりました。

### ○「とうぎんチャレンジ」への取組み

#### とうぎんチャレンジⅠ：「成長予備軍先」のランクアップ支援

地域の中小事業者を取り巻く環境は、コロナ禍を経ての事業環境の変化や地政学的リスクによる資源価格の高騰等を受け、先行きが不透明な状況となっており、中小事業者は本業の立て直しや新事業・新分野への取組みという課題に直面しております。そのような中、これまでの中小事業者に対する支援をより一層深化させ、様々な経営課題に対する本業支援の高度化を図り、課題解決に向けた取組みを展開しております。また、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小事業者への支援を目的として、借換保証制度の活用等による資金繰り支援を継続するとともに、改善計画作成支援などの持続的な経営サポートを実施しております。

#### とうぎんチャレンジⅡ：「収益力」の強化

本業支援と持続的な収益確保を両立する営業活動や、多様化するニーズに対応した商品の充実、利便性向上を通じ、お客さまへの付加価値の提供と収益力の向上に取り組んでおります。

資産形成に向けた支援では、各営業店における職域セミナーの開催に加え、預り資産業務において高いコンサルティングスキルを持つ行員を「預り資産エリアコーチ」として任命し、各エリアで複数の営業店を担当することで、お客さまの資産形成のサポートや行内の人材育成を図る体制を構築しております。

DX推進に向けた取組みでは、これまでにWEB完結型ローンの導入やインターネットバンキングの推進等を図り、デジタル活用によるお客さまの利便性向上と業務効

率化に取り組んでおります。2023年11月には、盛岡市内のIT企業2社と業務提携し、お客さまのDXへの取組みを支援するサービスとして「とうぎんDX取組支援サービス」の取り扱いを開始しております。

また、地域の金融インフラを維持しながら、効率的かつ柔軟な店舗体制の構築に向け、2023年6月より岩手県内店舗において東北地銀初の隔日営業を開始したほか、2023年8月に1カ店で支店内支店化を実施しております。

#### とうぎんチャレンジⅢ：「とうぎん型人材」の育成

「挑戦（Challenge）、意思疎通（Communication）、課題解決能力（Conceptual skills）」の3つのCを備えた、地域の発展を支える人材の育成に取り組んでおります。意欲ある人材の育成とマルチスキル化に向け、新たに再構築した研修体系に基づき、女性のキャリア開発を目的とした「女性キャリアデザイン研修」や当行が注力する事業分野に関連する「脱炭素ビジネス研修」及び「アグリビジネス研修」を実施しております。

モチベーション向上につながる人事制度の構築に向けて、2022年度に実施した従業員満足度調査の結果等を踏まえ、制度見直しを行っております。その一環として、2023年4月に、従業員のモチベーション向上、多様な人材の確保を目的として「ベースアップ」及び「初任給引き上げ」を実施しております。

また、職場環境の向上及び従業員の健康保持・増進に向け、受動喫煙対策をはじめ、定期健康診断後の再検査・精密検査の受診率向上、有給休暇の取得促進などへの取組みを実践し、2024年3月に、特に優良な健康経営を実践している法人として「健康経営優良法人2024」に認定されております。

#### とうぎんチャレンジⅣ：「地域活性型ビジネスモデル」の確立

ビジネスモデル化を目指す項目として第1次中期経営計画開始時に掲げた6つのラインナップの中から、岩手県と当行の強みを活かせる可能性の高い分野として、「地域脱炭素化支援」と「一次産業支援」の2つを選定し、地域活性化につながるビジネスモデルの基盤構築に取り組んでおります。

##### 《地域脱炭素化支援への取組み》

地域脱炭素化へ向けては、地方自治体と連携した取組みを実施しており、環境省が募集する「脱炭素先行地域」の選定では、当行が共同提案者として参画している2市町村が選定されております。

また、新たに外部の業務提携先を増やし、カーボンクレジット創出サービス等の脱炭素化へ向けた支援メニューの充実を図っているほか、脱炭素につながる取組みを支援するローン商品「とうぎんグリーン・ローン」を活用し、Non-FIT太陽光発電事業に取り組む事業者への金融支援等、地域の脱炭素化を支援する取組みを実施し



ております。

2024年2月には、当行グループとして再生可能エネルギー事業を展開し、地域脱炭素化の推進を加速させていくため、子会社「とうぎんリニューアル・エネルギー株式会社」を設立するなど事業領域の拡大にも取り組んでおります。

#### 《一次産業支援への取組み》

一次産業支援の取組みとして、一次産業者ならびに関連事業者の成長を支援するファンド「とうぎん・もりしんアグリファンド」の活用により、新たに2社への出資を行っております。

また、一次産業者向けローン「みらいのたね」を活用した金融支援を実施したほか、東北地域全体の農業に波及するビジネスモデルを評価し、東北地域のタマネギ産地化に取り組む事業者に対する協調融資を実施しております。

外部事業者との提携による取組みでは、農業分野におけるカーボンクレジットの創出支援を通じた脱炭素農業の推進とカーボンクレジットによる農業者の収益拡大に貢献しております。地域脱炭素化支援と一次産業支援の両分野は、親和性が高くシナジー効果があると認識しており、新たな付加価値の創造に向けて取り組んでおります。

#### ○「地域貢献」への取組み

今後の未来を担う学生の金融リテラシー向上に向けた取組みとして、「起業家人材育成塾」、「金融教育セミナー」を実施しております。また、地域貢献活動の一環として、役職員の家庭で使い切れない未使用食品や募金を取りまとめ、フードバンク等へ寄贈する「とうぎんフードドライブ」の活動を計2回実施しております。

貸出金利息収入の一部をお客さまがご指定いただく地域団体へ寄付をする「とうぎん地域貢献寄付型ローン」については、2024年3月末時点で23社のお客さまにご利用いただき、お客さまの地域貢献活動を支援しております。

#### ○「サステナビリティ」への取組み

2023年3月に策定の「サステナビリティ方針」にて特定した5つのマテリアリティのもと、グループ一体となって、コアバリュー（経営理念）、パーパス（存在意義）に基づく金融仲介機能の発揮や、気候変動等の環境問題など社会を取り巻く様々な課題解決に向けた活動に取り組んでまいりました。

商品・サービスを通じた取組みにおいては、「とうぎんグリーン・ローン」を活用した金融支援に加え、2023年4月より、取引先のSDGsに対する取組み状況の診断分析・推進やSDGs宣言策定等を支援する「とうぎんSDGs取組支援サービス」の取り扱いを開始しており、サステナビリティ分野におけるお客さまの課題解決支援に取り組んでおります。

また、当行では2022年10月に賛同を表明した「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）」提言に沿った開示内容の充実を図っており、今後も企業価値向上に向けた経営を通じ、地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

#### 当行の業績

預金等（譲渡性預金を含む）は、法人預金が前期末比185億35百万円、個人預金が同38億28百万円増加したことにより、全体で同208億72百万円増加し9,317億99百万円となりました。

公共債、投資信託及び保険商品を対象とした預り資産残高合計は、同48億20百万円増加し821億59百万円となりました。

貸出金は、中小企業向け貸出及び個人向け貸出の増加などにより、前期末比49億90百万円増加し6,638億85百万円となりました。

有価証券は、前期末比164億70百万円増加し2,197億19百万円となりました。

収益状況については、経常収益は、貸出金利息、有価証券利息配当金及び株式等売却益の増加などにより前期比9億40百万円増収の129億90百万円となりました。経常利益は、与信関連費用の増加などにより同3億10百万円減益の20億16百万円となりました。

当期純利益は、同93百万円減益の13億27百万円となりました。

なお、連結ベースの収益状況は、経常収益は147億27百万円、経常利益は21億48百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は13億76百万円となりました。

自己資本比率（速報値）は、国内基準（4%）を採用しております。自己資本の額には利益剰余金を着実に積み上げておりますが、中小企業向け貸出及び個人向け貸出の増加等に伴うリスク・アセットの増加により、単体自己資本比率は前期末比0.04ポイント低下し8.74%となりました。また、連結自己資本比率は同0.08ポイント低下し8.94%となりました。

店舗及び店舗外現金自動設備は、店舗については、2023年8月に「原中支店」を「水沢支店」に支店内支店として移転集約し共同店舗の形態で営業しております。

店舗外現金自動設備については、当期末における店舗外現金自動設備は80か所となっております。また、通帳繰越機能付きATMを導入しており、これにより休日を含めATM稼働時間帯に通帳繰越が可能となっております。コンビニATM提携については、セブンイレブン店舗等に設置されたセブン銀行ATM、ローソン店舗等に設置されたローソン銀行ATM及びファミリーマート等に設置されたイーネットATMで当行キャッシュカードがご利用いただけます。コンビニATMでの当行キャッシュカードのお取引は24時間ご利用可能となっております。2024年7月から発行される新紙幣に対応したATMについても更新をしております。今後も、より一層のお客さまの利便性向上を図ってまいります。

## 当行が対処すべき課題

当行を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類が緩和され、社会生活上かつての日常を取り戻しつつある一方で、人口減少による国内市場の縮小や異業種との競争激化などに加え、金融政策の修正・正常化による金利環境の変化により先行きが不透明な状況となっております。また、コロナ禍で加速したDXへの取組みに加え、SDGsや気候変動対策、人的資本投資などのサステナビリティへの意識の高まりなどにより社会全体が大きく変化しております。資本市場からは、資本コストや株価への意識改革など企業価値向上に向けた取組みや投資家との実効性のある対話などが求められており、これまで以上に企業価値向上を意識した企業経営の必要性が高まっております。

こうした中で、外部環境の変化に対応するとともに、地域社会の発展に貢献し続けていくためには、持続可能なビジネスモデルの構築が不可欠であると認識しております。

そのような認識のもと、2022年4月にスタートした第1次中期経営計画の達成に向け、「とうぎんチャレンジ」に掲げた各種施策に取り組んでまいりました。2024年度は第1次中期経営計画の最終年度であり、第2次中期経営計画に向けた土台を作り上げる重要な年であることから、役職員一丸となり、「中小事業者への支援」をより一層深めるとともに、地域活性化に繋がる新たなビジネスモデルの構築に向け、さらにスピード感をもって取り組んでまいります。第1次中期経営計画の着実な遂行により、経営体質の強化を図るとともに、お客さまへの金融支援や本業支援等を通じて地域経済を活性化させ、地域力の向上に貢献してまいります。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
預	金	897,069	897,606	910,927	931,799
	定期性預金	350,066	334,594	322,840	308,239
	その他	547,002	563,011	588,087	623,559
貸	出金	631,880	634,016	658,895	663,885
	個人向け	100,555	97,539	96,819	98,436
	中小企業向け	352,979	359,789	379,344	386,514
	その他	178,346	176,688	182,732	178,935
有	価証券	199,173	198,167	203,249	219,719
	国債	12,198	18,005	18,836	34,816
	その他	186,974	180,162	184,413	184,903
総資産		1,019,372	1,024,987	965,845	1,009,809
内国為替取扱高		3,100,257	2,977,983	3,157,186	3,251,110
外国為替取扱高		百万ドル 11	百万ドル 11	百万ドル 9	百万ドル 8
経常利益		1,700	1,982	2,326	2,016
当期純利益		1,182	1,280	1,420	1,327
1株当たり当期純利益		円 銭 124 75	円 銭 135 07	円 銭 149 58	円 銭 139 63

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、普通株式に係る当期純利益を普通株式の期中平均発行済株式総数で除して算出しております。なお、普通株式に係る期中平均発行済株式総数については、自己株式を除いております。

## (ご参考) 連結業績の推移

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常収益	13,548	13,807	13,481	14,727
経常利益	1,743	2,118	2,505	2,148
親会社株主に帰属する当期純利益	1,149	1,337	1,526	1,376
包括利益	2,589	321	△714	1,168
純資産額	40,100	39,923	38,741	39,438
総資産	1,021,517	1,026,975	968,133	1,012,696

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

## (3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	552人
平均年齢	41年0月
平均勤続年数	16年8月
平均給与月額	350千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。  
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

#### (4) 営業所等の状況

##### イ 営業所数

			当 年 度 末	
			店	うち出張所
岩	手	県	48	(2)
青	森	県	2	(-)
秋	田	県	1	(-)
宮	城	県	5	(-)
東	京	都	1	(-)
合	計		57	(2)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を80か所設置しております。

ロ 当年度新設営業所  
当年度において、新設営業所はありません。

ハ 銀行代理業者の一覧  
該当事項はありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況  
該当事項はありません。

## (5) 設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	853
---------	-----

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

### ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
(新設・拡充・改修)	
久慈支店の新築	315
オープン出納機等の更新	182
現金自動設備の更新	109

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

- 当事業年度中に実施した重要な設備の処分、除却  
旧原中支店の店舗及び店舗用地の処分等  
旧久慈支店の店舗の除却

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	資 本 金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社東北 ジェシービーカード	岩手県盛岡市本宮 一丁目6番8号	クレジットカード業務 信用保証業務	百万円 20	% 100.00	-
東北保証 サービス株式会社	岩手県盛岡市茶畑 二丁目25番46号	信用保証業務	30	100.00	-
とうぎん総合 リース株式会社	岩手県盛岡市中ノ橋通 一丁目4番22号	リース業務	20	100.00	-
東北銀ソフトウエア サービス株式会社	岩手県盛岡市茶畑 二丁目25番46号	ソフトウェアの開発 並びに販売業務	30	100.00	-

(注) 1. 上記の4社はすべて連結対象としております。

2. 東北銀ソフトウェアサービス株式会社は、2024年4月1日付で当行に吸収合併いたしました。
3. 上記の4社を含めた当期の業績の成果は、「1. 当行の現況に関する事項」中「(2) 財産及び損益の状況」の「(ご参考) 連結業績の推移」に記載しております。
4. 上記以外に非連結の子会社(持分法非適用)が1社あります。

### 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス(略称ACS)を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連(農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス(略称MICS)を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社(地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS)において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び預入れサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しサービスを行っております。

### (7) 事業譲渡等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2024年4月1日	当行は、当行100%出資子会社である東北銀ソフトウェアサービス株式会社を吸収合併いたしました。

### (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
村上尚登	取締役会長 (代表取締役)	—	—
佐藤健志	取締役頭取 (代表取締役)	監査部、東京事務所 担当	—
森宏樹	取締役常務執行役員	総務部、事務統括 部、システム統括部 担当	—
葛尾敏哉	取締役常務執行役員	資産運用サポート 部、融資管理部担当	—
保和衛	取締役常務執行役員	人事部、みらい創生 部担当	—
村井三郎	取締役 (社外取締役)	村井三郎法律事務所 弁護士 岩手県人権擁護委員連合会、 盛岡市公正職務審査会 各会長	—
村雨圭介	取締役 (社外取締役)	特許業務法人SANSUI国際特許事務所 盛岡オフィス代表 弁護士	—
高橋淳悦	取締役常勤監査等委員	—	—
榎野信治	取締役監査等委員 (社外取締役)	株式会社テレビ岩手 代表取締役	—
館脇幸子 (現姓 大友)	取締役監査等委員 (社外取締役)	エール法律事務所 弁護士	—

- (注) 1. 社外取締役村井三郎、村雨圭介、榎野信治及び館脇幸子は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員  
の条件を満たしていますので、独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 取締役監査等委員高橋淳悦は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、  
行内事情に精通したものが重要な会議に出席し得られる情報や会計監査人及び内部監査部門等との連携を密に  
図ることにより得られる情報を監査等委員全員と共有することで、監査等委員会による監査・監督の実効性を  
高めるためであります。
3. 取締役監査等委員館脇幸子の現姓は大友ですが、旧姓の館脇にて弁護士業務を行っております。
4. 2023年6月23日開催の第103期定時株主総会終結の時をもって、取締役専務執行役員横澤英信は  
退任いたしました。

## (2) 会社役員に対する報酬等

### ① 当事業年度に係る役員報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	8名	146	112	27	6
取締役 (監査等委員)	3名	20	20	—	—
計	11名	166	133	27	6

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記には、2023年6月23日開催の第103期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く）1名を含めております。

### ② 業績連動報酬等に関する事項

当行では、業績及び企業価値の最大化に向けた意欲を高めるため、業績連動報酬を算定する指標として、当期純利益（単体）を採用しております。具体的には、職位別の基準額に対し、当期純利益の水準に応じて定められた銀行業績係数と、個人別の成果等を反映した個人業績係数を乗じて算定しております。算定に用いた2023年3月期の当期純利益（単体）の目標は13億円であり、実績は14億20百万円でありました。

### ③ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当行の普通株式であり、割当を受けた当行の普通株式の払込期日から当行の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間、本割当契約により割当を受けた当行の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこととしております。

また、当事業年度における交付状況は「4. 当行の株式に関する事項」中「(4) 役員保有株式」に記載しております。

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

イ 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）

（2020年6月23日開催の第100期定時株主総会決議）

年額220百万円以内（うち社外取締役分年額12百万円以内）であります。なお、  
使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は2名）  
であります。

ロ 監査等委員である取締役（2020年6月23日開催の第100期定時株主総会決議）

年額60百万円以内であります。

当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外  
取締役は3名）であります。

ハ 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」  
という。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬（2020年6月23日開催  
の第100期定時株主総会決議）

譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権は上記イの報酬枠とは別枠で、年額  
20百万円以内であり、普通株式の株式数上限を年25,000株以内としております。  
なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は6名であります。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当行は、2020年6月23日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会が決定権限を有しており、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内となるよう方針及び算定基準を定め、当該方針及び算定基準に基づき監査等委員である取締役の協議により決定しております。

各基本方針の内容は次のとおりであります。

イ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する基本方針

取締役の報酬は、当行の業績及び企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れた報酬水準・報酬体系としております。なお、役職ごとの報酬方針は定めておりません。

(i) 業務執行取締役の報酬体系

業務執行取締役の報酬は、基本報酬である「固定報酬」、当期純利益及び各役員の成果を反映した「業績連動報酬」及び中長期的な企業価値向上に対するインセンティブを高めることを目的とする「譲渡制限付株式報酬」で構成しております。報酬総額に対する比率は、「固定報酬」が75%程度、「業績連動報酬」が20%程度、「譲渡制限付株式報酬」が5%程度となるよう設計しております。

「固定報酬」は、役位及び職責に応じて支給し、「業績連動報酬」は、月額固定報酬に銀行業績係数と各役員の成果等を反映した個人業績係数を乗じて算出し、「譲渡制限付株式報酬」は役位及び職責に応じ、銀行の中長期的企業価値向上への貢献等を反映して決定しております。

(ii) 非業務執行取締役の報酬体系

非業務執行取締役の報酬は、業務執行から独立した立場を勘案し、役位に応じた「固定報酬」のみを支給いたします。

ロ 監査等委員である取締役の報酬に関する基本方針

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行から独立し、取締役の職務執行の監査、及び経営の監督を行う立場であることを考慮した、適切かつ公正な報酬水準としております。

・ 監査等委員である取締役の報酬体系

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行から独立した立場を勘案し、役位及び職責に応じた「固定報酬」のみを支給いたします。

ハ 支払時期または条件の決定に関する方針

(i) 金銭報酬

金銭報酬については、前記イ及びロの基本方針に基づいて報酬月額を決定し、月次で支給することとしております。

(ii) 譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬については、前記イ(i)の方針に基づき、決議日前日の当行株価を基準として付与株数を決定し、その翌月中に付与することとしております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会にて、取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を代表取締役頭取佐藤健志に委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の「固定報酬」の額及び担当業務を踏まえた「業績連動報酬」の額に係る評価配分の決定であります。権限を委任した理由は、代表取締役頭取が当行全体の業績を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当業務の評価を行っているためであります。

なお、代表取締役頭取の決定が適切になされるよう、指名・報酬委員会の検討及び答申を経て、代表取締役頭取は当該答申を踏まえ決定するものとしております。譲渡制限付株式に係る金銭報酬債権は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の金銭報酬債権支給額を決定するものとしております。

### (3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の概要
村 井 三 郎	会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
村 雨 圭 介	
榎 野 信 治	
館 脇 幸 子	

### (4) 補償契約

- イ 在任中の会社役員との間の補償契約  
該当事項はありません。
- ロ 補償契約の履行等に関する事項  
該当事項はありません。

### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の概要
当行取締役及び執行役員	<p>当行は、保険会社との間で、当行の役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当行が負担しております。</p> <p>当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。</p> <p>なお、当該保険契約では、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当行が当該被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合には填補の対象としないこととしております。</p>

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
村 井 三 郎	村井三郎法律事務所 弁護士 岩手県人権擁護委員連合会、 盛岡市公正職務審査会 各会長
村 雨 圭 介	特許業務法人SANSUI国際特許事務所 盛岡オフィス代表 弁理士
榎 野 信 治	株式会社テレビ岩手 代表取締役 当行との関係 取引先
館 脇 幸 子	エール法律事務所 弁護士

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
社外取締役 村 井 三 郎	8年9か月	当期開催の取締役会11回のうち 10回出席	弁護士としての豊富な経験に基づく専門知識を有し、主にコンプライアンスの観点から取締役会において活発な発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員長として同委員会の議案・審議を主導しております。さらに、筆頭社外取締役として経営陣との意見交換を適時行っております。
社外取締役 村 雨 圭 介	2年9か月	当期開催の取締役会11回のすべて に出席	弁理士としての豊富な経験に基づく専門知識を有し、幅広い観点から活発な発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として、経営陣との意見交換を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 榎 野 信 治	4年9か月	当期開催の取締役会11回及び監査 等委員会8回のすべてに出席	長年報道機関に携わった経験及び経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会及び監査等委員会における議案・審議について活発な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 館 脇 幸 子	3年9か月	当期開催の取締役会11回及び監査 等委員会8回のすべてに出席	弁護士としての豊富な経験に基づく専門知識を有し、主にコンプライアンスの観点から取締役会及び監査等委員会における議案・審議について活発な発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4名	10	—

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

「3. 社外役員に関する事項」の(1) から(3) に記載した内容に対して、社外役員の意見はございません。



## 4. 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数
- |             |          |
|-------------|----------|
| 発行可能株式総数（注） | 30,000千株 |
| 普通株式        | 30,000千株 |
| 第一種優先株式     | 30,000千株 |
- （注）定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。
- |          |          |
|----------|----------|
| 発行済株式の総数 | 13,509千株 |
| 普通株式     | 9,509千株  |
| 第一種優先株式  | 4,000千株  |
- (2) 当年度末株主数
- |         |        |
|---------|--------|
| 普通株式    | 8,098名 |
| 第一種優先株式 | 1名     |

- (3) 大株主  
普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	443千株	4.66%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	298	3.13
東北銀行従業員持株会	281	2.96
株式会社富士電業社	180	1.89
株式会社十文字チキンカンパニー	152	1.61
CACEIS BANK/QUINTET LUXEMBOURG SUB AC/UCITS CUSTOMERS ACCOUNT （常任代理人）香港上海銀行東京支店	130	1.37
木田裕介	112	1.17
富国生命保険相互会社	110	1.16
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	107	1.13
大樹生命保険株式会社	107	1.12

- (注) 1. 持株数等は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は発行済の普通株式の総数から自己株式（13千株）を除いて計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 第一種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社整理回収機構	4,000千株	100.00%

### (4) 役員保有株式

区分	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	5名	普通株式 6,100株
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

- (注) 1. 当事業年度中に職務執行の対価として当行役員に対し交付した株式の状況について記載しております。
2. 当行の株式報酬の内容につきましては、「2. 会社役員に関する事項」中「(2) 会社役員に対する報酬等」に記載しております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
北光監査法人 業務執行社員 佐々木 政徳 業務執行社員 八重樫 健太郎	40	監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は40百万円であります。  
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査等の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 補償契約

- イ 在任中の会計監査人との間の補償契約  
該当事項はありません。
- ロ 補償契約の履行等に関する事項  
該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人を適切に評価するための基準を策定し、その職務遂行状況・監査体制・監査品質および独立性等を総合的に検討し、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

# 第104期末（2024年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
現 金 預 け 金	84,020	預 当 座 預 金	931,799
現 預 け 金	12,612	普 通 預 金	21,136
コ ー ル 口 ー ン	71,407	貯 蓄 預 金	583,263
金 銭 の 信 託	12,500	通 知 預 金	15,081
有 価 証 券	7,777	定 期 預 金	1,603
国 債	219,719	定 期 積 金	296,404
地 方 債	34,816	そ の 他 の 預 金	11,834
社 債	66,492	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	2,475
株 式	88,483	借 入 金	33,281
そ の 他 の 証 券	5,246	借 入 金	1,161
貸 出 金	24,680	外 国 為 替	1,161
割 引 手 形	663,885	売 渡 外 国 為 替	0
手 形 貸 付	1,306	そ の 他 負 債	0
証 書 貸 付	34,358	未 払 法 人 税 等	1,614
当 座 貸 越	565,818	未 払 費 用	472
外 国 為 替	62,402	前 受 収 益	79
外 国 他 店 預 け	728	給 付 補 填 備 金	273
そ の 他 資 産	728	金 融 派 生 商 品	0
前 払 費 用	11,107	リ ー ス 債 務	5
未 収 収 益	5	資 産 除 去 債 務	3
金 融 派 生 商 品	675	そ の 他 の 負 債	48
そ の 他 の 資 産	0	偶 発 損 失 引 当 金	731
有 形 固 定 資 産	10,425	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	162
建 物	6,962	支 払 承 諾	564
土 地	1,838	負 債 の 部 合 計	3,351
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	4,499	（純 資 産 の 部）	971,934
無 形 固 定 資 産	623	資 本 金	13,233
ソ フ ト ウ ェ ア	187	資 本 剰 余 金	11,154
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	85	資 本 準 備 金	11,154
前 払 年 金 費 用	101	利 益 剰 余 金	14,796
繰 延 税 金 資 産	1,209	利 益 準 備 金	1,248
支 払 承 諾 見 返 金	2,226	そ の 他 利 益 剰 余 金	13,547
貸 倒 引 当 金	3,351	繰 越 利 益 剰 余 金	13,547
	△3,866	自 己 株 式	△23
		株 主 資 本 合 計	39,160
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△2,450
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,165
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△1,285
		純 資 産 の 部 合 計	37,875
資 産 の 部 合 計	1,009,809	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,009,809

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

連 結 計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

# 第104期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	12,990	特 別 利 益	20
資 金 運 用 収 益	9,646	固 定 資 産 処 分 益	20
貸 出 金 利 息	8,023	特 別 損	191
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,633	固 定 資 産 処 分 損 失	55
コ ー ル ロ ー ン 利 息	△11	減 損 損 失	135
預 け 金 利 息	0	税 引 前 当 期 純 利 益	1,845
そ の 他 の 受 入 利 息	0	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	787
役 務 取 引 等 収 益	2,177	法 人 税 等 調 整 額	△ 269
受 入 為 替 手 数 料	575	法 人 税 等 合 計	517
そ の 他 の 役 務 収 益	1,602	当 期 純 利 益	1,327
そ の 他 業 務 収 益	191		
外 国 為 替 売 買 益	2		
国 債 等 債 券 売 却 益	188		
そ の 他 経 常 収 益	974		
償 却 債 権 取 立 益	37		
株 式 等 売 却 益	566		
金 銭 の 信 託 運 用 益	260		
そ の 他 の 経 常 収 益	109		
経 常 費 用	10,973		
資 金 調 達 費 用	29		
預 金 利 息	26		
譲 渡 性 預 金 利 息	0		
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	2		
借 用 金 利 息	1		
役 務 取 引 等 費 用	677		
支 払 為 替 手 数 料	48		
そ の 他 の 役 務 費 用	629		
そ の 他 業 務 費 用	199		
国 債 等 債 券 売 却 損	167		
国 債 等 債 券 償 還 損	22		
金 融 派 生 商 品 費 用	5		
そ の 他 の 業 務 費 用	3		
営 業 経 費	8,540		
そ の 他 経 常 費 用	1,526		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,153		
貸 出 金 償 却	255		
株 式 等 売 却 損	30		
株 式 等 償 却	0		
そ の 他 の 経 常 費 用	87		
経 常 利 益	2,016		

## 第104期末 (2024年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	84,020	預 金	929,516
コールローン及び買入手形	12,500	債券貸借取引受入担保金	33,281
金 銭 の 信 託	7,777	借 用 金	1,161
有 価 証 券	218,642	外 国 為 替	0
貸 出 金	660,746	そ の 他 負 債	5,165
外 国 為 替	728	退職給付に係る負債	7
そ の 他 資 産	18,069	偶 発 損 失 引 当 金	162
有 形 固 定 資 産	7,035	ポ イ ン ト 引 当 金	47
建 物	1,863	利 息 返 還 損 失 引 当 金	0
土 地	4,530	再評価に係る繰延税金負債	564
その他の有形固定資産	641	支 払 承 諾	3,351
無 形 固 定 資 産	214	負 債 の 部 合 計	973,258
ソ フ ト ウ ェ ア	113	(純 資 産 の 部)	
その他の無形固定資産	101	資 本 金	13,233
退職給付に係る資産	1,502	資 本 剰 余 金	11,998
繰 延 税 金 資 産	2,154	利 益 剰 余 金	15,311
支 払 承 諾 見 返	3,351	自 己 株 式	△23
貸 倒 引 当 金	△4,047	株 主 資 本 合 計	40,519
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△2,450
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,165
		退職給付に係る調整累計額	204
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△1,081
		純 資 産 の 部 合 計	39,438
資 産 の 部 合 計	1,012,696	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,012,696

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 第104期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	14,727	特 別 利 益	20
資 金 運 用 収 益	9,535	固 定 資 産 処 分 益	20
貸 出 金 利 息	8,011	特 別 損 失	191
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,533	固 定 資 産 処 分 損	56
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	△11	減 損 損 失	135
預 け 金 利 息	0	税金等調整前当期純利益	1,977
そ の 他 の 受 入 利 息	0	法人税、住民税及び事業税	866
役 務 取 引 等 収 益	2,659	法人税等調整額	△265
そ の 他 業 務 収 益	1,561	法人税等合計	601
そ の 他 経 常 収 益	971	当 期 純 利 益	1,376
償 却 債 権 取 立 益	37	親会社株主に帰属する当期純利益	1,376
そ の 他 の 経 常 収 益	933		
経 常 費 用	12,579		
資 金 調 達 費 用	30		
預 金 利 息	26		
譲 渡 性 預 金 利 息	0		
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	2		
借 用 金 利 息	1		
そ の 他 の 支 払 利 息	0		
役 務 取 引 等 費 用	710		
そ の 他 業 務 費 用	1,315		
営 業 経 費	8,982		
そ の 他 経 常 費 用	1,540		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,164		
そ の 他 の 経 常 費 用	376		
経 常 利 益	2,148		



独立監査人の監査報告書

2024年5月7日

株式会社 東北銀行  
取締役会 御中

北光監査法人  
岩手県盛岡市

代表社員 公認会計士 佐々木政徳  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 八重樫健太郎  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東北銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月7日

株式会社 東北銀行  
取締役会 御中

北光監査法人  
岩手県盛岡市

代表社員 公認会計士 佐々木政徳  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 八重樫健太郎  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東北銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東北銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第104期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門及び内部統制部門等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤の監査等委員が各社の監査役に就任し、取締役会等に出席して意思決定を監視するほか、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3)連結計算書類の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

株 式 会 社 東 北 銀 行 監 査 等 委 員 会  
常 勤 監 査 等 委 員 高 橋 淳 悦<sup>印</sup>  
監 査 等 委 員 榎 野 信 治<sup>印</sup>  
監 査 等 委 員 館 脇 幸 子<sup>印</sup>  
(現姓 大友)

(注) 監査等委員榎野信治及び館脇幸子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

#### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

##### (1) 普通株式

第104期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、当行普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当金総額は237,420,650円となります。

##### (2) 第一種優先株式

定款の定めに従いまして、当行第一種優先株式1株につき金0円25銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当金総額は1,000,000円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月27日といたしたいと存じます。

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため2名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会は本議案について検討した結果、特段の意見がないものと判断いたしました。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	属性	取締役会への出席状況
1	(男性) 村 上 尚 登	代表取締役会長	再任	11回／11回 (100.0%)
2	(男性) 佐 藤 健 志	代表取締役頭取	再任	11回／11回 (100.0%)
3	(男性) 高 橋 淳 悦	取締役常勤監査等委員	新任	—
4	(男性) 保 和 衛	取締役常務執行役員	再任	11回／11回 (100.0%)
5	(男性) 阿 部 英 則	常務執行役員北上営業部長	新任	—
6	(男性) 青 木 昭 憲	執行役員市場金融部長	新任	—
7	(男性) 村 井 三 郎	社外取締役	再任 社外 独立	10回／11回 (90.9%)
8	(男性) 村 雨 圭 介	社外取締役	再任 社外 独立	11回／11回 (100.0%)
9	(男性) 下 田 栄 行	—	新任 社外 独立	—

(注) 高橋淳悦氏は、常勤監査等委員として取締役会11回の全てに出席しております。

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
1	(男性) 村上尚登 (1952年2月18日生) 再任	2006年6月 当行常務取締役 2010年6月 同 専務取締役 2011年6月 同 代表取締役専務 2012年6月 同 代表取締役副頭取 2014年6月 同 代表取締役頭取 2022年6月 同 代表取締役会長（現任）	普通株式 12,000株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt; 2006年に取締役就任以降、主に融資・経営企画・人事担当役員として経営に携わり、豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、2014年からは代表取締役頭取、2022年からは代表取締役会長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。 こうした経験・知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。</p>			
2	(男性) 佐藤健志 (1966年6月6日生) 再任	2010年4月 当行戦略サポート部長 2011年5月 同 戦略統括部長 2013年6月 同 参事宮古地区本部長兼宮古支店長 2015年4月 同 参事地域応援部長 2016年6月 同 常務取締役地域応援部長 2017年4月 同 常務取締役 2020年6月 同 専務取締役 2022年6月 同 代表取締役頭取（現任） (監査部、東京事務所担当)	普通株式 8,300株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt; 宮古支店長、営業推進・営業統括部門長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、2016年に取締役就任以降、2022年からは代表取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。 こうした経験・知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。</p>			

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
3	(男性) 高橋 淳悦 (1962年2月9日生) 新任	2006年6月 当行融資統括部長 2009年4月 同 八戸支店長 2012年2月 同 経営企画部長 2013年6月 同 参事経営企画部長 2015年6月 同 執行役員経営企画部長 2016年6月 同 常務取締役経営企画部長 2017年10月 同 常務取締役 2018年3月 同 常務取締役融資部長 2018年4月 同 常務取締役 2020年6月 同 取締役常勤監査等委員(現任)	普通株式 1,400株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;          融資統括部長、八戸支店長、経営企画部長を歴任し、経営管理分野に関する豊富な知識・経験を有しております。また、2016年に取締役、2020年に取締役監査等委員に就任し、当行グループのガバナンス、内部統制および監査分野に精通しております。          こうした経験・知見を活かし、取締役会の監督機能強化への貢献が期待できる人物と判断し、取締役候補者となりました。</p>			
4	(男性) 保 和 衛 (1960年5月10日生) 再任	1983年4月 岩手県職員採用 2008年4月 岩手県商工労働観光部 企業立地推進課総括課長 2012年4月 岩手県政策地域部政策推進室 政策監兼ILC推進監 2013年4月 岩手県秘書広報室副室長兼首席調査監 2015年4月 岩手県理事を兼任 2016年4月 岩手県秘書広報室長 2018年4月 岩手県副知事 2022年3月 岩手県副知事退任 2022年6月 当行取締役執行役員 2023年6月 取締役常務執行役員(現任) (人事部、みらい創生部担当)	普通株式 1,900株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;          岩手県職員として企業立地推進や財政、政策調整など様々な業務に従事し、豊富な経験を有しております。また、2022年に取締役就任以降、その職務・職責を適切に果たしております。          こうした経験・知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
5	(男性) 阿部英則 (1964年2月22日生) <b>新任</b>	2007年7月 大通支店長 2012年2月 大船渡支店長 2015年4月 参事大船渡支店長 2016年4月 参事久慈支店長 2020年6月 執行役員北上支店長 2023年6月 常務執行役員北上支店長 2023年10月 常務執行役員北上営業部長(現任)	普通株式 2,200株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;  大通支店長、大船渡支店長、久慈支店長、北上営業部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、2020年に執行役員登用以降、その職務・職責を適切に果たしております。  こうした経験・知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としました。</p>			
6	(男性) 青木昭憲 (1961年6月28日生) <b>新任</b>	1984年4月 株式会社日本債券信用銀行入行 2004年8月 株式会社あおぞら銀行(商号変更により) 金融法人部副部長 2006年7月 大和住銀投信投資顧問株式会社入社 2009年4月 同 法人部長 2015年4月 同 執行役員投信・法人営業担当 2017年4月 同 執行役員法務コンプライアンス担当 2017年10月 同 執行役員リスク管理部門副担当役員 2018年4月 同 常務執行役員リスク管理部門副担当役員 兼コンプライアンス・オフィサー 2019年4月 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 (合併) 上席参与コンプライアンス部担当 2022年5月 当行市場金融部シニアフェロー 2023年6月 同 執行役員市場金融部長(現任)	普通株式 一株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;  株式会社あおぞら銀行(旧日本債券信用銀行)および三井住友DSアセットマネジメント株式会社で事業法人および金融法人の営業部門中心に様々な銀行業務に従事し、豊富な業務経験を有しております。また、2023年に執行役員登用以降、その職務・職責を適切に果たしております。  こうした経験・知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としました。</p>			

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 行の株式数
7	(男性) 村井三郎 (1963年7月27日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 2px;">独立</div>	1990年4月 検事任官 2000年3月 検事退官 2000年4月 弁護士登録 2000年11月 村井三郎法律事務所開設 2010年1月 盛岡市公正職務審査会会長(現任) 2013年4月 岩手弁護士会会長 日本弁護士連合会理事 2014年4月 岩手弁護士会理事(現任) 2014年5月 岩手県人権擁護委員連合会会長(現任) 2015年6月 当行取締役(現任)	普通株式 一株
<p>&lt;社外取締役候補者とした理由&gt;            検事を経て、現在は弁護士として豊富な経験と幅広い専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただいております。            こうした経験・知見を社外取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、社外取締役候補者としました。</p>			
8	(男性) 村雨圭介 (1972年7月20日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 2px;">独立</div>	1995年4月 三井物産株式会社入社 2005年3月 三井物産(中国)有限公司金属第二部副部長 2007年2月 三井物産株式会社退職 2009年4月 弁理士登録 2009年4月 特許業務法人SANSUI国際特許事務所入所 (現任) 2012年10月 特許業務法人SANSUI国際特許事務所盛岡オ フィス開設 代表就任(現任) 2021年6月 当行取締役(現任)	普通株式 一株
<p>&lt;社外取締役候補者とした理由&gt;            弁理士として特許業務に精通しており、豊富な経験と幅広い知見を有しております。            こうした経験・知見を社外取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、社外取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
9	(男性) 下田栄行 (1964年4月28日生) <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	1996年8月 北光監査法人入所 1999年4月 公認会計士登録 1999年7月 公認会計士事務所開業(現任) 1999年11月 税理士登録・税理士事務所開業(現任) 2003年12月 北光監査法人代表社員就任 2016年4月 国立大学法人岩手大学監事就任(現任) 2017年6月 北光監査法人退社	普通株式 一株
<p>&lt;社外取締役候補者とした理由&gt; 公認会計士・税理士として培われた、会計および税務、財務に関する専門的な知識と豊富な経験を有しております。 こうした知識・経験を社外取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、社外取締役候補者としました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。  
2. 村井三郎氏、村雨圭介氏、下田栄行氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 村井三郎氏につきましては、弁護士としての豊富な経験と幅広い専門知識に基づき、取締役会における筆頭独立役員としての積極的な活動、また、指名・報酬委員会委員長として同委員会の議案審議を主導する、等の役割を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって9年となります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。  
4. 村雨圭介氏につきましては、弁理士としての豊富な経験と幅広い専門知識に基づき、取締役会における独立役員としての積極的な活動、また、指名・報酬委員会委員としての同委員会における積極的な発言、等の役割を期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。  
5. 下田栄行氏につきましては、公認会計士・税理士としての豊富な経験と幅広い専門知識に基づき、取締役会における独立役員としての積極的な活動、また、指名・報酬委員会委員としての同委員会における積極的な発言、等の役割を期待し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。  
6. 当行は、村井三郎氏、村雨圭介氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。なお、両氏が再任された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、下田栄行氏が取締役として選任された場合、独立役員とする予定であります。

7. 当行は、非業務執行取締役である村井三郎氏、村雨圭介氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。なお、両氏が再任された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、下田栄行氏が取締役として選任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額といたします。
8. 当行は、保険会社との間で、当行の役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約に基づき被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	属性	取締役会への出席状況
1	(男性) 鬼柳伸二 <small>おに やなぎ しん じ</small>	人事部付顧問	新任	—
2	(女性) 館脇幸子 <small>たて わき さち こ</small> (現姓 大友) <small>おおとも</small>	社外取締役監査等委員	再任 社外 独立	11回／11回 (100.0%)
3	(女性) 福士千恵子 <small>ふく し ち え こ</small>	—	新任 社外 独立	—

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

監査等委員である取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
1	(男性) おに やなぎ しん じ 鬼 柳 伸 二 (1962年10月5日生) <b>新任</b>	2011年6月 当行北花巻支店長 2013年6月 同 リスクコンプライアンス統括部長 2015年4月 同 事務統括部長 2018年4月 同 参事融資管理部長 2021年6月 東北銀ソフトウェアサービス株式会社代表取締役専務 2024年4月 当行人事部付顧問(現任)	普通株式 800株
<p>&lt;監査等委員である取締役候補者とした理由&gt; 北花巻支店長、リスクコンプライアンス統括部長、事務統括部長、融資管理部長、東北銀ソフトウェアサービス株式会社の代表取締役を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行グループ業務に精通しております。 こうした経験・知見を活かすことにより、取締役の職務執行の監査、及び経営の監督を的確に遂行することができる人物と判断し、監査等委員である取締役候補者としました。</p>			
2	(女性) たて わき さち こ 館 脇 幸 子 (現姓 おおとも 大友) (1979年7月13日生) <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	2006年10月 弁護士登録 2010年3月 エール法律事務所入所(現任) 2011年10月 個人版私的整理ガイドライン登録専門家(現任) 2018年11月 仙台事業再生研究会 幹事(現任) 2018年12月 中小企業庁 経営革新等支援機関認定(現任) 2020年4月 仙台家庭裁判所家事調停委員(現任) 2020年6月 当行取締役監査等委員(現任)	普通株式 一株
<p>&lt;監査等委員である社外取締役候補者とした理由&gt; 弁護士として活躍されており、豊富な経験と幅広い知見を有しております。 こうした経験・知見を活かすことにより、取締役の職務執行の監査、及び経営の監督を的確に遂行することができる人物と判断し、監査等委員である社外取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
3	(女性) 福士千恵子 (1960年7月17日生) <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	1983年4月 株式会社読売新聞入社 2012年11月 株式会社読売新聞東京本社文化部長 2013年9月 同 編集局次長兼文化部長 2014年6月 同 取締役メディア局長 2016年6月 中央公論新社常務取締役 2017年6月 株式会社読売新聞東京本社取締役事業局長 2020年6月 公益財団法人読売日本交響楽団理事長 2022年6月 株式会社テレビ岩手取締役副社長 2023年6月 同 代表取締役社長(現任)	普通株式 一株
<p>&lt;監査等委員である社外取締役候補者とした理由&gt; 報道関係会社に長年携わり、また企業経営者としても豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした経験・知見を活かすことにより、取締役の職務執行の監査、及び経営の監督を的確に遂行することができる人物と判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>			

- (注) 1. 当行は、福士千恵子氏が代表取締役社長を務める株式会社テレビ岩手との間に貸出金等の取引があります。
2. 上記1.を除き、各候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
3. 館脇幸子氏、福士千恵子氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 館脇幸子氏は、弁護士として活躍されており、豊富な経験と幅広い知見を有していることから、取締役の職務執行の監査、及び経営の監督を的確に遂行する、等の役割を期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を的確に遂行できるものと判断しております。
5. 福士千恵子氏は、報道関係会社に長年携わり、企業経営者としても豊富な経験と幅広い知見を有していることから、取締役の職務執行の監査、及び経営の監督を的確に遂行する、等の役割を期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 当行は、館脇幸子氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。なお、館脇幸子氏、福士千恵子氏が監査等委員である取締役として選任された場合、両氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
7. 当行は、非業務執行取締役である館脇幸子氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。また、福士千恵子氏が監査等委員である取締役として選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額といたします。
8. 当行は、保険会社との間で、当行の役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約に基づき被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者のスキル・マトリックス】

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者が保有するスキルのうち、特に期待する分野は以下の通りであります。

氏名	経営戦略	財務・会計	リスク管理	人事管理	営業	企業審査	市場運用	システム事務	法務・コンプラ	地域経済
村上尚登	○	○	○	○	○	○		○	○	○
佐藤健志	○	○	○	○	○	○	○		○	○
高橋淳悦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保和衛	○			○	○					○
阿部英則	○				○	○				○
青木昭憲	○		○		○		○		○	
村井三郎									○	
村雨圭介									○	
下田栄行		○								

※上記一覧表は、候補者が有するすべての知見を表すものではありません。

(ご参考)

## 「社外取締役の独立性に関する基準」

当行の独立社外取締役は、東北銀行グループ（当行及び連結子会社。以下、「当行グループ」という。）に対する独立性を保つため、以下に定めるいずれの要件にも該当してはならない。

- ① 当行グループの主要株主である者、及び主要株主である会社の業務執行者
- ② 当行グループを主要株主とする会社の業務執行者
- ③ 当行グループを主要な取引先とする者、及び主要な取引先とする会社の業務執行者
- ④ 当行グループの主要な取引先である者、及び主要な取引先である会社の業務執行者
- ⑤ 当行グループを主要な借入先とする者、及び主要な借入先とする会社の業務執行者
- ⑥ 当行グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ⑦ 当行グループから一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている監査法人、税理士法人、法律事務所等の法人及び団体に所属する者
- ⑧ 当行グループから多額の寄付または助成を受けている者、及び多額の寄付または助成を受けている法人及び団体の業務執行者
- ⑨ 上記①～⑧において過去5年間に該当していた者
- ⑩ 上記①～⑧において該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
- ⑪ 過去10年間に当行グループの業務執行者であった者
- ⑫ 取締役、執行役員または支配人その他の重要な使用人の配偶者または二親等以内の親族

(注)

1. 「主要株主」とは、直近事業年度末に議決権の5%以上の株式を保有する者（または会社）をいう。
2. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人をいう。
3. 「当行グループを主要な取引先とする者（または会社）」とは、直近事業年度においてその者（または会社）の年間連結売上高の2%以上または1,000万円のいずれか高い方の支払いを当行グループから受けた者（または会社）をいう。
4. 「当行グループの主要な取引先である者（または会社）」とは、直近事業年度において当行グループの年間連結経常収益の2%以上の支払いを当行グループに行った者（または会社）、及び当行グループの連結総資産の1%以上の額の預金または与信残高のある者（または会社）をいう。
5. 「当行グループを主要な借入先とする者（または会社）」とは、その者（または会社）における当行グループからの借入シェアが50%以上、かつ法人の場合は直近事業年度末における連結総資産の10%以上、個人の場合は借入残高が1,000万円超の者（または会社）をいう。
6. 「一定額」とは、年間1,000万円をいう。
7. 「多額」とは、直近事業年度における法人及び団体の総売上高の2%以上または1,000万円のいずれか高い方を超える場合をいう。
8. 「重要な者」とは、取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員をいう。

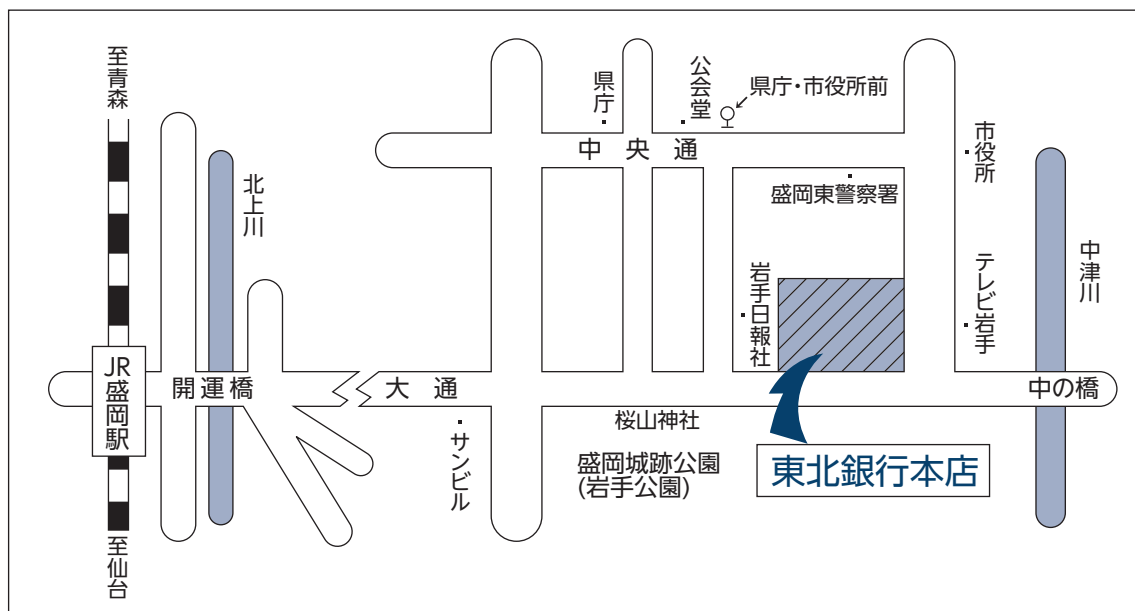
以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 岩手県盛岡市内丸3番1号

東北銀行本店 4階ホール

電話 (019) 651-6161 (代表)



交通 ◎ J R 盛岡駅前東口バス乗り場5番線又は6番線乗車  
県庁・市役所前下車 徒歩3分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。